

2024(令和6)年7月31日

厚科審第16号

令和6年7月31日

予防接種・ワクチン分科会長

脇田 隆 字 殿

厚生科学審議会長

福井 次 矢



「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和6年7月31日付け厚生労働省発感0731第2号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

厚生労働省発感 0731 第 2 号
令和 6 年 7 月 31 日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



諮問書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 24 条第 5 号の規定に基づき、別紙 1
「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求め
ます。

予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱

第一 予防接種実施規則の一部改正

小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法に、沈降二十価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔をおいて三回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法を追加し、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンを用いる方法を削除すること。

第二 施行期日

この省令は、令和六年十月一日から施行すること。